【公募型プロポーザル方式】
宿毛市観光ガイドブック作製業務
募集要領

令和７年５月

宿毛市商工観光課

1. 業務の目的

現在の宿毛市観光ガイドブックは、平成 20 年度に初版され、軽微な記載事項の変更を行いながら増刷してきたが、作製から 10 年以上が経過し、使用されている写真や記載内容等の情報が古いものとなってきている。

そこで、イメージやキャッチコピー、デジタル技術などを用いて豊かな自然や観光拠点施設等の観光資源をより魅力的に紹介し、手に取った方への来訪の動機づけとなるとともに来訪者のニーズにも応えられるような新たな観光ガイドブックを作製することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称 ： 宿毛市観光ガイドブック作製業務
(2) 業務内容 ： 別紙「仕様書」のとおり
(3) 委託期間 ： 契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで
(4) 契約限度額 ： 4,158,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 個人または法人であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 24 年宿毛市規則第 28 号）第 6 条に規定する「入札参加資格登録からの排除措置」を現に受けていないこと。
(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
(6) 過去に、地方公共団体等が実施した広報物作製業務の実績があること。

4. 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおり。

公募開始（募集要領等の公表、質問受付開始）	令和 7 年 5 月 9 日（金）
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時まで
質問の回答集約分を電子メールで送信	令和 7 年 5 月 21 日（水）
参加意向申出書の提出期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時まで

参加資格確認結果通知書発送 企画提案プレゼンテーション案内発送	令和 7 年 5 月 29 日(木)
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 5 日(木)17 時まで
企画提案プレゼンテーション実施	令和 7 年 6 月上旬
選考結果通知発送	令和 7 年 6 月中旬
契約締結	令和 7 年 6 月下旬

5. 質問受付及び回答

本要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書(任意様式)を提出すること。

(1) 提出期限 ： 令和 7 年 5 月 16 日(金) 17 時まで

(2) 提出方法 ： 質問書(任意様式)を電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法 ： 提出された質問は個別に回答するとともに、応募事業者には令和 7 年 5 月 21 日(水)までに事業者名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送信する。

(4) 提 出 先 ： 後記 12 を参照

6. 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限 ： 令和 7 年 5 月 23 日(金) 17 時まで

(2) 提出書類 ：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙 1)を参照

(3) 提出方法 ： 持参又は郵送(必着)

(4) 提 出 先 ： 後記 12 を参照

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 ： 令和 7 年 6 月 5 日(木) 17 時まで

(2) 提出書類 ：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙 1)を参照

(3) 提出方法 ： 持参又は郵送(必着)

(4) 提 出 先 ： 後記 12 を参照

8. 事業者の選定

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。審査は、1次審査(書類審査)及び2次審査(プレゼンテーション)の 2 段階で行い、1次審査(書類審査)の上位5者に対してプレゼンテーション審査を行う。ただし、参加者が 6 者に満たない場合は、参加者全てを対象にプレゼンテーション審査を行う。

(1) 1次審査(書類審査)

提出された参加意向申出書等に基づき、庁内委員会で審査を行い、合計得点が高か

った上位 5 者を2次審査の対象者とする。結果については参加資格確認結果通知書により通知する。

(2) 2次審査(プレゼンテーション)

①実施日時・場所

令和 7 年 6 月上旬(未定) 宿毛市希望ヶ丘 1 番地 宿毛市役所 3 階 会議室

②実施時間

1 事業者につき 40 分以内(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする)

③その他

・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。

・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

(3) 選定方法

事業者の選定は、1次審査(書類審査)と2次審査(プレゼンテーション)による審査の結果、契約限度額以内の提案を行った事業者の中で委員の合計得点の最高得点者を契約候補者とし、次に得点の高かった者を次点の候補者として選定する。

なお、審査の結果最高得点を獲得した申請者であっても、委員の平均点が最高点(100 点)の 60%(60 点)未満の場合には、契約候補者として選定しない。応募者が一者のみの場合も同様とする。その場合は改めて公募を実施する。

(4) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

【評価基準】

評価項目		評価基準	配点
1 次審査	業務実績	過去に類似業務を行った実績があり、本業務を遂行できる知識や技術を有しているか。	10
	業務遂行能力	本業務の遂行に十分な知識と経験を有する担当者が配置されているか。	10
2 次審査	基本方針	全体のコンセプトや構成は、本市の観光資源の魅力が十分伝わるものとなっているか。	15
		本市への来訪の動機付けや周遊性が期待できるものとなっているか。	15
	デザイン能力	本市を知らない人が手に取りやすく、理解しやすい紙面を構成できるか。	10
		来訪者のニーズに応えられる要素が盛り込まれているか。	10

		写真やイラスト、キャッチコピー等の表現に関する工夫が効果的であるか。	10
		インターネットとの連携など新しい発想による提案が含まれているか。	10
	見積書	企画提案内容に対し、適切に積算され実施可能な金額となっているか。	10
合計			100

【評価点】

点数 （10 点満点）	点数 （15 点満点）	評価
10	15	評価基準を特別大きく上回っている
8	12	評価基準を大いに満たしている
6	9	普通
4	6	評価基準を下回っている
2	3	評価基準を大きく下回っている

※同点の場合は、提案額が低い事業者を上位とする。

(4)結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

9. 契約の締結

前記 8 により契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記 3 の参加資格を満たさなくなった場合又は次項 10 に該当する事実が判明した場合等）で契約できない場合、次点候補者と契約の交渉を行う。

10. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。

(3) 本市が提供する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。

(4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び(5)に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、契約候補者として選定された参加者の提出書類は返却しない。

(5) 提出された提案書等は、宿毛市情報公開条例(平成 13 年宿毛市条例第 26 号)に基づく情報公開請求があった場合、及び議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第 6 条第 3 号の規定により非開示となるため、参加者がそれに該当すると考える情報を企画提案書の提出時に非開示理由書(様式第 6 号)を合わせて提出すること。ただし、開示・非開示の判断は非開示理由書に基づき行うものではなく、非開示理由書を参考に同条例に基づき市が客観的に判断する。

(6) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、本市の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。

(7) 参加申込者が 1 者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本業務の受託者として、適切に業務を履行できるかを総合的に判断し、選定する。

12. 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地
宿毛市役所 商工観光課 担当:吉村・鎌田
TEL : 0880-62-1242 FAX : 0880-62-1272
E-MAIL : kanko@city.sukumo.lg.jp

（別紙 1）

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限　令和 7 年 5 月 16 日（金）　17:00 まで（※メールによる）

	①質問書（任意様式）
	プロポーザル参加意向申出書とは提出方法が異なるので注意。

2. 参加意向申出書

提出期限　令和 7 年 5 月 23 日（金）17:00 まで（※持参又は郵送（必着）による）

	①参加意向申出書（様式第 1 号）正本 1 部
	企画提案書とは提出期限が異なるので注意。
	②個人・法人概要書（任意様式）…6 部
	事業内容や経営方針が分かるもの。既存の概要パンフレットで可。
	③業務経歴書（様式第 2 号）…6 部
	契約書の写し（各 1 部）及び成果物（各 6 部）を添付すること。
	④業務実施体制（様式第 3 号）…6 部
	様式のとおり。
	⑤誓約書及び照会承諾書（様式第 4 号）正本 1 部

3. 企画提案書等

提出期限　令和 7 年 6 月 5 日（木）17:00 まで（※持参又は郵送（必着）による）

	①企画提案書（様式第 5 号）正本 1 部、副本 5 部
	企画提案書（様式第 5 号）を表紙とし、別紙（B5 縦版 2 枚で見開きページ・カラー）に実際のガイドブックのイメージを作成し提出すること。（題材は宿毛の自然に関するものとし、内容については問わない。）
	②見積書（任意様式）…正本 1 部
	消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に努めること。